

大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会（第3回）審議結果

議 事 概 要

1 日 時 平成24年12月13日（木） 15:00～17:00

2 場 所 経済産業省別館 10階 1012会議室

3 出席者（50音順、敬称略）

丸山 晋（座長）、大和田 仁、高橋 正裕（代理出席）、煙山 佳成、工藤 久也、
竹内 康雄（代理出席）、副島 將司、富岡 隆、古川 昭宏、松井 豊、松浦 正一
（書面による意見提出：加藤 寛、小西 聖子）

4 議事次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 大規模災害時等に係る惨事ストレス対策のあり方に関するアンケート調査結果
について

イ 大規模災害時等に係る惨事ストレス対策のあり方に関する現地調査結果及び
ヒアリング調査結果について

ウ これまでの研究会での審議結果を踏まえた検討事項の方向性について

エ 大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会報告書目次（案）について

オ その他

(3) 閉 会

5 議事の経過

事務局から議事について説明後、各委員からの資料についての質問、論点や 検討課題などについて議論した。各委員の主な意見は以下のとおり。

- ・ 調査結果は被災地の状況を反映していると思われる。被災地でケアを受ける際には、プライバシーの問題がある。小規模消防本部では、地域密着で活動しており、住民と顔が見える関係にある。そのような状況で、ケアを受ける場所が居住地域と近い場合、ケアが受けにくくなってしまう。
- ・ 消防団員同士が会話をすることがストレスの解消になるとのことであるが、消防団においては、屯所が津波で流出してしまい、以前のように消防団員が屯所に集まって話し合うこともできなくなってしまった。屯所を建設できる見込みもなく、消防団員のストレスが増大していくのではないかと懸念している。
- ・ 小規模消防本部では、それぞれの消防本部が持っている制度を活用し、専門家を見つけることが必要になるが、まずは見つけようとする動機付け、イメージが必要である。その次には、基本的に予算がどこから支出されるか、そうでなければ現物給付ができるかという点が問題である。

- ・ 地域における継続的なサポート、実質的な紹介の体制がとれることは大変良い点である。一方、小規模消防本部では、あまり地域にこだわるとプライバシーの問題が発生する。やはり都道府県、大都市単位程度のほうがよいのではないか。
- ・ 都道府県向け調査については、対策を行っている、必要性を感じていると答えている割合が増えていることを、「広域的な取り組みが進みつつある」とまとめているが、必要性がない、予定がないとしている都道府県が多数あり、依然として認識は低いままである。この背景には、都道府県の役割が明確でないことがあるので、消防学校の各課程に惨事ストレス対策を入れるなど、具体的に取り組んでもらいたい点を指摘すべきである。
- ・ 消防本部向け調査については、これまで消防庁が進めてきた対策が普及していることを証明する結果になっていると思う。ただし、設問が複数回答可で、かつ、肯定的にとらえるべき項目と、否定的にとらえる項目が明確なので、割合が高いからといって、意識が高いとか多くの賛同が得られたと短絡的に考えない方がよい。
- ・ 中規模消防本部、小規模消防本部が単独で惨事ストレス対策を実施するのは困難である。都道府県等に惨事ストレス対策を働きかけることができる環境が必要である。
- ・ 広域的に惨事ストレス対策を実施できるシステムを構築すべきである。
- ・ 消防職員に対する教育を強化すべきである。消防には「自分たちで解決していく」という風土があり、専門家の介入を拒否する傾向がある。また、家族を対象としたパンフレットを作成する際は、「消防職団員を支えてください」という趣旨のパンフレットではなく、「家族も含めて支えあいましょう」という内容のパンフレットにすべきである。
- ・ 緊急消防援助隊の帰隊後、惨事ストレス対策の実施時期、内容等が各都道府県で統一されていない。今般の震災において、緊急消防援助隊は消防庁長官指示で出動している状況であり、帰隊後の惨事ストレス対策については消防庁が方針を示すべきである。
- ・ 今回の緊急消防援助隊の派遣は長期に及んだ。どのような惨事ストレス対策が有効かという情報も含めて消防庁が方針を示すべきである。
- ・ 惨事ストレス対策には、仕組みとしつけが必要である。消防にはケアを受けることがはばかられるという組織風土がある。惨事ストレスに理解のある消防職員を養成し、対応すべきである。
- ・ 職場で実施される健康診断を活用するという方法もある。身体診断と同時に心の診断も実施し、心に不調を来している場合には、ケアにつなげていくという方法も有効である。
- ・ どの消防本部でも、支援を行えたところでは、消防本部の総務の担当者が惨事ストレス対策の必要性を認識し、サポートのイメージを持っていると感じた。おそらくそれが各地域でのサポートの出発点になるので、総務担当者の教育、それも通り一遍のものではなく、システムを構築する側からの研修や実例的な事例の紹介などが行うことが大切である。
- ・ 地域の精神保健関係者の理解も阪神の震災以来の10数年で大きく進み、「消防からの惨事ストレスケアの要請があれば何か答えなければならない」という意識もあるところが多くなったように思われる。また、精神保健福祉センターの指示なども、調査対象になったところはいずれも的確であり、災害時支援についての理解の深まりを感じた。しかし、これがまだ少数例にとどまっていることは現実として認識する必要がある。

- ・ グループミーティング、とりわけ「デブリーフィング」という言葉を使用することは、P T S Dの予防法としての効果が明確に否定されたものであるだけに、慎重になるべきである。実証的に効果がないものを推奨することは、精神科医や臨床心理士にとっては、強い違和感を抱かせる点である。また、グループミーティングは、十分に訓練されたファシリテーターが必要であり、実施する場合も、情報共有や心理教育などに重点を置く必要がある。その点も明確にされたい。
- ・ グループミーティングを否定しているのは海外のみの事例であるし、ある消防本部で実施した調査では「グループミーティングは有効であった」という結果が出ている。また、グループミーティングを実施している消防本部は多数ある。今回実施したアンケート調査の結果でも話し合うことによってストレスが緩和されており、グループミーティングを明確に否定すべきではない。
- ・ 前回、前々回の研究会の報告書も踏まえ、今回の研究会の報告書を作成されたい。